

一般財団法人日本救急医療財団 総務委員会規程

(総則)

第1条 一般財団法人日本救急医療財団(以下「本財団」という。)定款第49条の規程に基づき、一般財団法人日本救急医療財団総務委員会規程を次のように定める。

(設置及び目的)

第2条 本財団に、経営組織運営の理念に基づき、本財団の運営を円滑かつ効率的に推進するため、一般財団法人日本救急医療財団総務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の業務)

第3条 委員会の業務は次の通りとする。

- (1) 本財団の運営業務及び事務局内の人事・処遇並びにその他の所掌業務につき、事務局長を指導・監督する。
- (2) 本財団に関する官公庁・各学会・民間企業その他の団体等に対する連絡調整、並びに常任役員会への提出原案作成等に関し事務局と協議する。
- (3) その他本財団の経営業務全般に関する助言並びに事務局の監督・指導等。

(委員及び組織)

第4条 委員会の委員は次の通りとする。

- (1) 本財団理事長
 - (2) 理事長の指名する理事1名
 - (3) 日本救急医学会代表理事
 - (4) 理事長の指名する非医師評議員1名
 - (5) 本財団事務局長
- 2 委員会の委員長は、本財団の理事長がこれに当たる。
- 3 委員会に副委員長1名を置き、委員長が指名する。

(委員会の開催)

- 第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員会には委員長を含む3名以上の委員の出席を要する。
 - 3 欠席委員は、予め文書又は口頭により、委員長に自己の意見を述べることができる。
 - 4 欠席委員は、意見提出以外の案件については、委員長に委任するものとする。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠席の時は、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員会の委員の任期は、第4条第1項各号に定める役職等の在職もしくは在任中とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年 6月19日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成24年 4月 1日から施行する。